



管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0820060	社会教育に関する権限の区長への移管	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各案において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。		地方自治法第180条の8(学校に関することを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関することを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の仕事の他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化財に関する施策を一層推進する 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化財保護に関する事務を区長が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。社会教育、文化財関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の福祉を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	F (平成19年10月9日構造改革特区推進本部決定済み)	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、平成20年2月の中央教育審議会答申における、「社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のよう学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみ、教育委員会が所管することが適当であると考えられます。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を確保しない観点において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となつて」との指摘や「社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある」との指摘を踏まえ、検討を進めているところであります。	社会教育に関する権限の移譲について、早期に結論を得て回答された。	F (平成19年10月9日構造改革特区推進本部決定済み)	平成20年2月の中央教育審議会答申における指摘を踏まえ、速やかに検討を進めていきたいと考えています。 なお、現行においても、地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能です。		千代田区	東京都	総務省 文部科学省				
0820070	社会教育に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各案において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。		社会教育事務のすべてを市長が管理・執行できるように、措置を求めるものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定により、市長が「スポーツ・文化に関する事務」を条例の定めるところにより管理・執行することができるものとされたところである。 本市においては、市長が生きがいのある充実した人生を送るために、自ら学び自己を高め、さらにはその成果を活かしたいという意欲に対応できるよう、生涯学習の向上に向け、推進するの意図が込められているところである。 生涯学習は、社会教育の一環と見らる。広義的なまちづくりの要素として捉える必要があると認識している。現在、本市においては、「生涯学習部」を事業として、市長と教育委員会の2つの執行機関が担っていることあり、社会教育分野すべての内容の移管が可能と見られ、市長において一元し、事務を実施したいと考えている。 したがって、同法第23条第12号の「青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。」の規定及び社会教育法第5条の「市町村の教育委員会の事務」の規定について、市長が実施できるように措置を求めるものである。	F (平成19年10月9日構造改革特区推進本部決定済み)	地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能です。 なお、平成20年2月の中央教育審議会答申における、「社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のよう学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみ、教育委員会が所管することが適当であると考えられます。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を確保しない観点において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となつて」との指摘や「社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある」との指摘を踏まえ、検討を進めているところであります。	社会教育に関する権限の移譲について、早期に結論を得て回答された。	F (平成19年10月9日構造改革特区推進本部決定済み)	平成20年2月の中央教育審議会答申における指摘を踏まえ、速やかに検討を進めていきたいと考えています。 なお、現行においても、地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局において補助執行や事務委任を行うことが可能です。		大東市	大阪府	総務省 文部科学省				
0820080	地方独立行政法人による博物館設置・運営の実現	博物館法、地方独立行政法人法等	地方独立行政法人法第21条等では、地方独立行政法人の行う業務を規定しています。		現行の法制度では地方独立行政法人が博物館を設置・運営することはできない。国の博物館等では既に独立行政法人制度を導入され、入館者の増加やサービスの向上など一定の成果をあげている。地方においても博物館の設置・運営が地域の実情に即して選択可能となるよう、必要な措置を求める。	本市が設置している博物館群において、運営に不可欠である常設業務の公共性・継続性を確保しつつ、事業の透明性を高め、自主性を発揮することで、魅力ある事業をより効果的に実施するためには、地方独立行政法人が有効であり、併せて博物館群を一体的に運営することによって連携・集積効果を生出し、指定管理者制度では実現が困難な、質の高いサービスを提供したい。 本件については、平成18年10月にも同趣旨の提案を行ったが、文部科学省において、博物館制度全体の在り方に関する検討を行っており、それを踏まえ法改正について具体的な検討を行うこと、対応不可であった。 本件は、次の状況や別添の理由から、地方独立行政法人の早期実現が従前から増し拡充を求めている。 ・平成15年の再生救済法に基づき、地方独立行政法人の業務範囲を順次拡充していること、「公共的な施設」である博物館の業務を対象・列挙することについては、今後の検討課題とされた。 ・文部科学省の検討協力会議及び中央教育審議会生涯学習分科会制度問題の委員会で、地方独立行政法人の博物館を認めることは有意義であるとの見解を示している。 ・今回の博物館法改正では、その審議の過程で、指定管理者制度の導入による影響についても十分配慮することや、登録制度の見直しに向けた検討を進めることなどの附帯決議が行われた。 ・全国博物館大会は、公立博物館においても独立制度を適用できるようにすべきであるとの決議を2年連続で行っている。 従って、地方独立行政法人による博物館設置・運営について、国における具体的な検討を経て、早期実現が図られるよう、今回、再提案を行うものである。	F	先の実現理由でも示したとおり、地方独立行政法人化の早期実現は本市にとって喫緊の課題であるとともに、別添のとおり、多くの自治体が関心をもち、多くの自治体が関心をもち、本件について「全国的に対応」あるいは「特区として対応」といった具体的な措置を求めるとあるが、具体的な検討状況及び今後の対応について回答された。	貴省回答により、今後総務省と協議し、この制度の在り方について検討を進めたい。	F	今回、「ご提案のありました内容につきましては、総務省とも協議の上、速やかに検討を進めていきたいと考えています。」		大阪市	大阪府	総務省 文部科学省				
0820090	学校の「課程又は科目」単位での設置者変更制度の導入	学校教育法第130条第3項	専修学校の設置者変更については、市町村の設置する専修学校に関しては都道府県の教育委員会、私学の専修学校に関しては都道府県知事の認可を受けることになっています。		現行学校教育法で認められている設置学校の全部又は一部を他の学校法人に移譲できる設置者変更制度に加え、教育活動及び学校運営における配慮が確保可能な限り、設置学校の「課程又は科目」を他の学校法人に移譲する学校に設置できる設置者変更制度を新たに導入すべきである。	現行の学校法人の分離の形態(設置者変更)の規定は、各法人が設置する「学校単位」での、新設分離又は吸収分離である。この場合の設置者変更は、変更規模(歴史文化・運営規模等)の相互差の事項が多く存在するのでも、変更に関わる障害が高く、また、各学校が所有する権利も失ってしまう可能性があるため、相互の法人が合意に至る例が少ない。 そこで、課程・科目など小規模単位に設置者変更が可能になれば、少子化等の原因により学校経営の困難な時代にもかかわらず、学校は、各々の伝統、特色を維持し得全部又は一部を他の学校法人に移譲できる設置者変更制度に加え、教育活動及び学校運営における配慮が確保可能な限り、設置学校の「課程又は科目」を他の学校法人に移譲する学校に設置できる設置者変更制度を新たに導入すべきである。 ①各学校の再生救済が活発になる。 ②各学校の再編が促進される。 ③学校経営のシステム化・健全性が確保される。 ④学校の移譲により、必要最小限の学校の廃止や学校の設置等に留められ、事務作業効率の向上に繋がる。 昨今の各学校は、一部の学校を除き、入学定員を充足している学校がある一方、未充足学校も増加傾向にあり、未充足学校が未充足学校の運営を救済しながら学校運営を支えているのが現状である。 本案の最大の目的は、学校法人の再生救済と考えられる。その目的を達成する過程の一として、学校の課程・科目単位での設置者変更の導入を図られた。	D	ご提案のありました、専修学校の課程・科目ごとの他の学校への「移譲」については、「移譲」を行うおける専修学校において課程・科目を廃止、「移譲」を受ける専修学校において課程・科目を設置することにより、可能と考えられます。課程・科目を廃止・設置することにより、当該専修学校の目的変更する場合には、認可(学校教育法第130条第2項)、学則を変更する場合は、届出(学校教育法第131条)などの手続が必要となります。 なお、目的・学則変更の詳しい手続については、所轄庁(都道府県)へお問い合わせください。	提案の趣旨は、現行制度による課程・科目の廃止・設置申請の手続きが「移譲」に時間がかかるため、設置者変更の導入を求めるものである。右の提案主体の意見に照らして回答された。	D	いただいた再検討要請のうち、教育課程の内容及び教職員の任用については、「移譲」後の専修学校において、同様の教育課程を編成し、教職員を任用することにより、ご要望の通り対応することは可能と考えます。また、新たに設置する学校の施設及び設備については、専修学校設置基準第27条の規定により、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとなり、学校法人の校地及び校舎についても、平成19年12月25日付け生涯学習政策局長通知(校舎・校舎の自己所有を有しない専修学校等設置事業の全面展開について)より、校地及び校舎を長期にわたって使用できる保証がある等の場合には、借用することが可能です。既存の学校の廃止及び新設に関する手続に要する期間についても、各都道府県の判断により、より弾力的な措置が可能となつていきます。まずは所轄庁である都道府県にお問い合わせください。		学校法人新潟福祉医療学園、学校法人エイシンカレッジ	新潟県	文部科学省				
0820100	医学部入学生定員要件の緩和	「閣議決定(「今後における行政改革の具体化方策」について)(昭和57年9月)」、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)」、「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会)、「厚生労働省・文部科学省・厚生労働省・文部科学省(平成18年8月)による合意(平成18年8月)」、「新医師確保総合対策(平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議)」、「緊急医師確保対策(平成19年5月31日政府・与党)」、「緊急医師確保対策」に関する取組について(平成19年8月30日 地域医療に関する関係省庁連絡会議)」、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月)	医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成の増を認めることとされています。 ・都道府県において、平成21年度から最大4年に限り5名を限度(北海道については15名)として医師養成の増を認めることとされています。		(実施内容) 県が養成すべき医師に従事する医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前倒した研修資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば研修資金返済を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことにより、増員した医師は当該地域の医療機関へ派遣する。 (提案理由) 可成り10年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、県内における医師不足を解消することができないため。	D	〇既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で臨床に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師不足の解消に努めているところである。 〇「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)では、「人口に比して医学部定員が少ないために来た医師が不足している県の大学医学部に対して、・定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。	D	医学部の定員については、前回回答の措置に加え、「地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進について(平成20年8月5日付20文科高第343号高等教育局長通知)」により、医師不足が深刻な地域や診療科の医師を確保するための効果ある取組(地域医療確保)を講ずることを前提として、専攻数「過去最大(6,280名)の範囲内で、各大学の入学定員増の計画を認めることとされています。」		兵庫県	兵庫県	文部科学省 厚生労働省						





管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・ 関連提案に 係る規制の 特例措置の 番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁	
0820160	種子島の南種子町において、祭礼の保存に使用する火縄銃について、現代製作されている火縄銃を使用できるよう関係法令の一部改定	銃砲刀剣類所持等取締法第14条第1項、銃砲刀剣類登録規則第4条第1項	美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄銃銃砲等の古式銃砲は、登録規則第4条の指定の基準により、文化財として価値があるとされるものを対象としている。日本製銃砲にあってはおおむね昭和3年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあってはおおむね昭和4年以前に我が国に伝来したものであるもので、それぞれ美術的かつ骨とう品として価値のあるものを対象とし、都道府県教育委員会が登録しています。		現状の銃砲刀剣類所持等取締法では、現代において製作されている火縄銃は古式銃として認められていないことから、例えば、イタリアのベズルソリ社が製作している「Tomonobu Teppou」など、純粋に火縄銃の構造のみを持つ銃を古式銃に準ずるものとして認定し、南種子町での祭礼の保存において通常の古式銃と同様に使用できるように、関係法令の一部改定を要望する。	平成12年度から14年度にかけ、国土庁(現 国土交通省)離島振興課の「離島地域における多自然居住整備方策に関する調査」が実施され、その一環として行われた、「対馬・隠岐・種子島の三島交流事業」において、島興し人材育成事業として、調査事業を国から委託された地域交流センターのスタッフである水迫仁氏(当時、現(社)東京自治研究センター一研究員)がコーディネーターとなり、種子島の住民有志で「種子島のマスタープラン作成」に取り組んだ。そのプランの一つとして、銃砲伝来の地であることを活かした地域活性化方策として、火縄銃のより安全な試射のため、今回の提案に至った。南種子町は銃砲伝来の地として、ロケット打ち上げ基地のある町として知られているが、昨今の観光客減少等によって経済が衰退しつつある。観光客を増加させるためには、南種子町の特徴である火縄銃をより安全に取り扱い、観光客などの見学に供することで大きな効果が見込める。南種子町で銃砲伝来の祭礼等を行う際には、祭礼の保存会の会員達が古式銃を空砲発射しているが、古式銃の安全検査は行っていないもの、古式銃の総合的な安全性には不安が大きい見受けられる。古式銃は製造されて後の年月が数十年以上とっており、危険も考えられることから、現代の技術で製造された火縄銃を祭礼の保存などに利用することで、係員の安全がより確実なものになると考えられる。古式銃である火縄銃と同じ構造のみを持つ火縄銃を監督官庁に届け出る事等で、古式銃に準ずるものとして、銃砲刀剣類所持等取締法等を一部改定し、祭礼の保存においては、係員が従来の古式銃と同じように取り扱うことが出来るようにされた。	C	I、III	銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)は、公共の安全を確保するため、銃砲、刀剣類等の所持に関し、危き予防上必要な規制をしており、銃砲刀剣類の所持は原則禁止されています。しかし、法第3条第1項第6号では、法第14条第1項により都道府県教育委員会が、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄銃銃砲等として登録したものについては例外的に所持できることとされており、銃砲刀剣類登録規則において、火縄銃銃砲等の古式銃砲は、「美術品若しくは骨とう品として価値のあるもの」で「日本製銃砲にあってはおおむね昭和3年以前に製造されたもの、外国製銃砲にあってはおおむね昭和4年以前に我が国に伝来したもの」と登録の要件を定めています。このような登録制度によって所持の例外を認めている趣旨は、登録の対象となる銃砲等の美術品又は骨重品としての価値に着目しているからです。今回ご提案のあった古式銃砲を現代において製造されたものについては、歴史的価値のある美術品若しくは骨とう品としての価値のある「文化財」とは言いえないことから、特区として対応することはできないと考えます。				C	I、III			1013010	種子島U-ターンサポートセンター	鹿児島県	警察庁 文部科学省